瑞宝双光章を授ける（四月四日）

長谷川邦彦　川上　秀喜

瑞宝単光章を授ける（四月五日）

谷口　盾一　森田　彦二

瑞宝双光章を授ける

瑞宝単光章を授ける（以上四月七日）

杉戸　正利

瑞宝双光章を授ける（四月八日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年四月二十五日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

峯山　修　毛利　元博　大西　忠左
齋藤　達也　近藤　小瀧　颯田　哲哉
中西　雄飛　新開　絹代　小野　善弘
名塩良一郎　小林　成子　米良　充典
渡邊　泰崇　飛松　源治　桐谷　重毅
梅田　都雅　栗山　隆男　西尾　忠士

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年四月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

鈴木アサ子　夏秋　克好　高橋　幸子
水藤　時子　山鹿　高清　諸房　正一

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年四月二十五日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

木村　勝男　古賀常次郎
原　宗一　畑　登

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

釋　和子　青山　馥

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年四月二十五日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

溝江　昭男　林　敏郎
河野　恒人　大塚　實

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年四月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

田中産業株式会社
東日本都市開発株式会社
高崎信用金庫
株式会社ぐガスぐガス
福玉株式会社
株式会社アイザック
福玉精穀倉庫株式会社
株式会社茨木金属商会
公益財団法人岡田文化財団
株式会社ギャラリープレシャス
株式会社勝浦ホテル三日月
株式会社島忠
宗教法人真如苑
野口観光株式会社

褒章条例第三条により褒状を授ける（各通）

皇室事項

信任状捧呈式

五月七日午後二時三十分、宮中において、新任本邦駐在タイ国特命全権大使シハサック・プアンゲッダオの信任状捧呈式を行われた。

五月七日午後三時、宮中において、新任本邦駐在エジプト国特命全権大使イスマイル・アハメド・カイラットの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

通運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十七年五月十一日

海難審判所長　小寺　俊秋

登録番号	氏名	登録年月日
二二一七〇	小館　佑介	二七・一・一〇
二二一七一	徳光興一郎	〃・一・一一
二二一七二	長澤　一輝	〃・一・一六
二二一七三	山内　章裕	〃・一・〃
二二一七四	杉森　芳博	〃・二・三
二二一七五	小林　辰也	〃・二・九
二二一七六	櫻　太樹	〃・〃・〃
二二一七七	陶山　敬司	〃・〃・〃
二二一七八	東出　大輝	〃・〃・〃
二二一七九	岡本　矢	〃・〃・一六
二二一八〇	梅田　宜弘	〃・〃・二三
二二一八一	田中　涼	〃・〃・二七
二二一八二	栗原　健二	〃・三・九
二二一八三	西依　雅広	〃・〃・〃
二二一八四	早川　晃司	〃・〃・一二
二二一八五	島田　直行	〃・〃・一七
二二一八六	天辰　悠	〃・〃・〃
二二一八七	門脇　秀治	〃・〃・一九

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二二一一	小野　直樹	一七・一・二	申請
九六六	利根　正義	〃・〃・二三	申請

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年5月11日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年4月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アイグステック株式会社　塩谷　政志　神奈川県藤沢市大庭5404―7湘南エスパス　国土交通大臣許可（般・特―22）第18585号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年3月2日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年5月11日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年4月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジェイズ・テレコムシステム株式会社　愛須　康之　神奈川県川崎市中原区小杉御殿町2―69―1　国土交通大臣許可（般―25）第25127号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年3月5日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年5月11日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年4月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＪＥＳＣＯ　ＣＮＳ株式会社　川島　清一　東京都板橋区小茂根4―25―6　国土交通大臣許可（般・特―22）第23543号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年3月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。